平成３０年（フ）第４１号
北海道苫小牧市木場町３丁目10番18号プルメージュ21　103号
債務者　村松　史生
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第４２号
北海道苫小牧市木場町３丁目10番18号プルメージュ21　103号
債務者　村松ひとみ
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１５１号
宮城県大崎市岩出山池月字上一栗樋ノ口１番地
債務者　飯田　孝子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
宮城県加美郡加美町赤塚271－１　コーポ千五番館101、住民票上の住所宮城県加美郡加美町鳥屋ケ崎字深沢平86番地
債務者　伊藤　悦子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第４号
宮城県気仙沼市松崎浦田157番地１
債務者　斎藤　彰利
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第１２３号
群馬県桐生市相生町２丁目772番地の８
債務者　石川　里美
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第２４号
群馬県桐生市相生町２丁目545番地の１　金子住宅１号室、旧住所群馬県桐生市広沢町２丁目3084番地の25　メゾンオオクラ７番館102号
債務者　岡部　弘史
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第２７号
群馬県桐生市境野町６丁目606番地
債務者　大澤　龍太
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第８号
岐阜県可児市川合2793番地205　関西電力今渡独身寮、前住所埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１―14―205
債務者　川口　法弘
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第５３号
三重県津市一志町みのりヶ丘115番地208
債務者　菅原　奈穂
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５９号
三重県津市川方町528番地３　ハイツソレイユ103
債務者　大倉　佑司
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１５０号
神戸市中央区多聞通４丁目１番15―107号
債務者　ブルーマックスこと　廣瀬　宗一
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０２号
神戸市中央区筒井町３丁目17番12―207号
債務者　酒井　　竜
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２号
鳥取県鳥取市北園２丁目140番地２　県住１―201号、旧住所鳥取県鳥取市覚寺63番地26
債務者　四井　智美
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３６号
鳥取県鳥取市布勢112番地18　ＡＳＫコーポ鳥取第一401号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町東１丁目117番地３　ジョイフレンド205号
債務者　坂根　明子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３７号
鳥取県鳥取市桜谷17番地７、旧住所鳥取県鳥取市古海1039番地　県住３―205号
債務者　植田　　操
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
鳥取地方裁判所民事部